

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年5月27日

多摩市議会議員 藤原 マサノリ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 市長所信表明について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年5月27日	No.19
	午前10時47分	

項目別質問内容

<p>1 市長所信表明について</p> <p>現在、私たちは歴史の転換期に立っていると言っても過言ではありません。市長の所信表明の冒頭にもあるように、ロシアのウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化、円安の進展などを受けてインフレが進み、国内経済は極めて不安定な状態が続いています。このように、世界で起きている紛争が我が国の経済に多大なマイナスの影響を及ぼし、市民の暮らし、特に家計への負担が急増している事態は極めて遺憾であります。今年の春闘では、賃上げ率が3年連続で5%台になったものの、3%程度のインフレ状態が続いたため、実質賃金はむしろ減少傾向になっています。昨今は令和の米騒動もようやく落ち着き、実質賃金の伸びがプラスに転じるという期待もありましたが、あらゆるモノの値上げが極端に先行したために賃上げがすっかりかすんでしまっています。</p> <p>こうした中、私たちは日々の生活への不安はもちろん、人口減少が及ぼす将来への不安、また激甚化する災害への不安、そして、急速なデジタル化社会への対応など、市民の抱える不安要素はかつてないほど多層化しています。一方でAIの普及やロボット産業の現実味など、未来への期待と不安が交差する時代において、地方行政が目指すべき姿は、何があっても安心して暮らせると言った「セーフティーネットとしての強靱さ」と、人々と寄り添い「不安を共有し期待を実現するしなやかさ」の両立ではないでしょうか。</p> <p>そこで、以下質問します。</p> <p>(1) 今回の所信表明を見る限り、まちの総合的な活性化による賑わいづくりや雇用を生み出す可能性には触れられていますが、スピード感のある具体的な経済対策がほとんど示されていない点が気になります。確かに人口15万人程度の小さな行政では、経済対策のための財源(原資)に限界があり、多くは国の予算に頼らざるを得ないことは理解していますが、少なくとも全ての市民や市内事業者の痛みに対する適切な認識は必要なのではないでしょうか。市民の痛みを寄り添い、生活を守ることは、市長がおっしゃる「命」を守ることであります。国や都からの補助金確保の現実性も含めて、市長の率直な見解を伺います。</p> <p>(2) 今回の所信表明では、防災の強化を最初に挙げられています。これは、市長がこのテーマのプライオリティを考慮しての事と察し評価をしています。一方、昨今の災害では想定外の孤立や初動の遅れが指摘をされるケースが多く見受けられます。日頃の予想をはるかに超えた事態も想定される中、例えばかつてのコロナ渦のようなパンデミックの中での風水害、あるいはパンデミックと震災が重なるような複合災害があった場合についても想定しておく必要があるのではないのでしょうか。市長の覚悟を伺いたいと思います。</p>

項目別質問内容

<p>(3) 緊急避難所の質の向上は、これまで行政の努力によって年々改善されていると思います。一方、避難所の空き状況の告知やトイレ問題・あたたかい食べ物の提供・感染症対策・プライバシーの保護・ペット対応などをどうするか、これらが引き続きの課題となっています。しかし、これらの課題に関しては、市単独の力には限界があるように思われます。更なる民間企業からの支援やコラボレーション、あるいは近隣自治体との協定を強める事がもっと必要なのではないでしょうか。よって、いざという時のために、様々な関係諸団体との「実質的な実働訓練」の必要性を感じています。市長の見解を伺います。</p>
<p>(4) 所信表明には「こどもまんなか」と位置付けて、様々な支援策が謳われています。大切なテーマへの取り組みであり同感を致します。子どもへの支援は未来への投資であることはもちろんですが、子どもを支えることは、その背景にある家庭を支える事にもほかなりません。一方、経済的な理由で子を産むことを躊躇したり、習い事をあきらめたりという声がある中で、施策メニューの増加や施設整備だけではない、真の支援はどのようなものであるのか、整理しておく必要があると思います。市長の本気度を伺いたく思います。</p>
<p>(5) DXについても触れられておられますが、言うまでもなく DX化は単に便利になると言う抽象論ではありません。確かに、行政コストの削減を現実のものにすることに間違いありませんが、DX化の本質は業務の進め方そのものを変える変革（トランスフォーメーション）であります。市職員のDX化に対する意識は年々高まっていると思いますが、現実には行政内にはまだまだ縦割り組織が根強く残っており、今のままではデータの連携実現だけでも多くの時間が掛かってしまうのではないのでしょうか。各部局の垣根を越えて組織構造をどう変えていくのか。そして、職員の意識をどう促すのか。市民に資するDX化とはどのようなものなのか。市長のリーダーシップが試されています。見解を伺います。</p>
<p>(6) 更なるまちの活性化の中では、南多摩尾根幹線道路の本線4車線拡幅工事や公的賃貸住宅の建て替えに伴い、北側沿道を中心とした新たなまちづくりの可能性について謳われています。その中には雇用を生み出す場として産業・業務、商業施設等の誘致とともに、子育て世代を中心とした来街者や定住者を呼び込む、とあります。明るい話題には心が弾みます。一方、これは市長任期である4年間の中での話なのか、10年20年後の実現に向けて、その道筋をつけるという意味なのではないのでしょうか。市長がお考えのスケジュール感を伺います。また、それらの実現に向けては、現地までの交通アクセスが必要不可欠と思われると思います。モノレール、BRT、バスの自動運転化、空飛ぶクルマなど、市長が想定さ</p>

項目別質問内容

れるアクセスの在り方を教えてください。

(7) ニュータウンの再生について、所信表明ではUR都市機構や東京都と連携しながら検討するといった程度の表現にとどまっています。かつて憧れのまちであったニュータウンも、今しっかり手を打たなければ、益々活力を失ってしまいます。ニュータウンの持続可能性を拒む最大の理由は、ダブル高齢化です。つまり建物の老朽化とそこに住まう人々の高齢化です。都営住宅の建て替えが進んでいるとはいえ、そのペースは住民の高齢化スピードに全く追いついていません。国や都の事業を待つだけではニュータウンはますます活力を失ってしまいます。今こそ本市が主体となって公共インフラを戦略的に活用し、民間活力の積極的な導入を図ると言う市独自のグランドデザインを描く時なのではないでしょうか。市長のお考えを伺います。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年5月27日

多摩市議会議員 岸田 めぐみ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 ジェンダー平等について
- 2 夏の暑さ対策について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年5月27日	No.22
	午前11時36分	

1 ジェンダー平等について

男女共同参画基本法では「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けています。しかし21世紀になってから四半世紀が経過した現在、その実現はどこまで進んだのでしょうか。

世界経済フォーラムが公表する「ジェンダーギャップ指数」において、日本は初公表の2006年から2025年まで指数は横ばいで改善は見られず、順位も大きく低下傾向です。

過去の議事録では、阿部市長は「男女共同参画基本法に基づく、内閣府の男女共同参画審議会のもとにつくられていた業界団体などの委員会がありましたけれども、そこで約6年半ほど、私は委員を務めていた経験があります」と述べられています。

私たち生活者ネットワークでは2026年度の市長施政方針も含め、数年間に渡り、会派としてジェンダー平等を意識し、女性に関する課題について毎年質疑を続けてきました。しかし、市長の施政方針の中で女性に関する具体的な施策としての言及は、2024年度の「DV防止法の改正や困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行等の情勢変化に対応する他、『女と男がともに生きる行動計画』の改定に着手します」との記述にとどまっています。

世界的に見ても日本の取組みが十分に進んでいないからこそ、市民の生活に一番身近な自治体において、市長のリーダーシップのもと、ジェンダー平等を具体的に前進させることが重要です。

国連開発計画（UNDP）では、ジェンダー平等を達成するために、以下のよ

- ・ジェンダー統計の収集・分析
- ・格差の解消に向けた施策や事業の立案
- ・施策や事業を実行するための予算の確保
- ・実施の効果などをモニタリング・評価

以上を踏まえ、本市においてもジェンダー平等を推進するため、以下質問いたします。

(1) 日本や本市の状況について

- ①日本のジェンダーギャップ指数について市としてどう分析をし、本市の施策にどう影響させていますか。
- ②本年4月1日施行の「女性活躍推進法」は改正されたことで、10年間の時限法が延長されました。なぜ延長が必要とされたと市は受け止め

ているのでしょうか。また法が制定されてから本市がどう取組み、その結果の変化や課題をどう捉えていますか。

③第4次「多摩市女と男がともに生きる行動計画」は中間見直しが行われ、2026年から5年間の計画期間としています。計画を実施する中で得た成果と見えてきた課題を市はどう捉えていますか。また市が考えるジェンダー平等の実現に向けて、現在どの段階にあると認識していますか。

(2) 市長のリーダーシップについて

5月5日号のたま広報には、市長の7つの公約とともに「私自身、皆さんの負託に応えるべく、リーダーシップを発揮し、職員とともに市政運営を進めてまいる所存」という記事が掲載されていました。市長が改めて「ジェンダー平等の推進」に取り組もうと考えた理由を伺います。

(3) 各分野の具体的な進め方について

①各所管で実施されている調査結果について、男女間の差異や傾向を客観的な数値として把握・可視化していますか。可視化を行っている調査があれば、伺います。

②可視化した調査結果は、どのようなプロセスを経て施策や予算に反映しているのか伺います。

③これまで蓄積されてきた統計や分析結果を、男女平等参画審議会にどのように生かしているのか伺います。

④『たまの女性』No.75では、レイキャビック市長と阿部市長の対談が掲載されています。その中で、阿部市長は「ジェンダーギャップ解消に取り組むために、ヘイダ市長として政策の中で意識されていることはありますか」と質問し、ヘイダ市長は「私たちには特別な評価システムがあって、新しい政策を立てたり、予算をつける際、必ずジェンダーの観点から評価を行っています」と答えられています。ジェンダーギャップ指数が16年連続で世界1位であるアイスランドの首都の手法は大いに参考になると考えます。特別な評価システムについてどう説明を受けたのでしょうか。または調査や研究しましたか。今後、市政にどのように生かしていくお考えか、見解を伺います。

2 暑さ対策について

近年、最高気温35度以上を示す「猛暑日」が当たり前になってきました。さらに、本年4月には、最高気温40度以上の日を「酷暑日」とするこ

とが決まり、これまで以上に深刻な暑さへの対応を考えていかなければいけない段階に入りました。

これまでも一般質問等において暑さ対策について質疑を重ねてきましたが、気候危機の影響で、暑さは市民の生活や健康さらには命に関わる課題となっています。本年もより厳しい暑さが予想されている中、本市における暑さ対策について伺います。

- (1) 酷暑日ができることで市が新たに講ずる対策や対応の変化など、市への影響はあったのでしょうか。
- (2) 本年の予算審査において教育部は、「児童生徒の安全確保の観点から学校における暑さ対策の重要性について一層高まっている」という認識を示す一方でデータをとることには肯定をしませんでした。その理由について改めて伺うとともに、研究はどのようなスパンで進めるのでしょうか。
- (3) 市はホームページで公園遊具によるやけどに注意するよう啓発しています。しかし昔と比べて暑い日が続く中、さらなる公園における暑さ対策も必要なのではないでしょうか。市が把握している他の自治体で行われている公園における暑さ対策と本市における対策について伺います。
- (4) 市長所信表明の「仕事」を守る中に、都市農業についての記述がありました。都市農業は作物や作業を行う人も暑さの影響を大きく受けるため、仕事を守るためには暑さに関しての支援は必要だと考えますが、市の認識と支援策について伺います。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 男性用トイレと女性用トイレに設置しているそれぞれのトイレ数及び男女の利用者割合について（対象各小中学校、公園、コミュニティセンター）
- ② ファミリー・サポート・センターにおける援助会員の男女別構成人数と仕事内容ごとの男女件数 3年分
- ③ シルバー人材センターの会員の男女別会員数と仕事内容ごとの男女別件数 3年分
- ④ 社会福祉協議会のたすけあい有償活動の男女別協力員数と仕事内容ごとの男女別件数 3年分
- ⑤ 児童館における中高生専用時間帯の利用者数と男女別の割合 3年分

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年5月27日

多摩市議会議員 早川 かん

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 本年4月から更に減便されてしまった市内バス路線を維持しつつ、これを増便へと転換するため、市としての運転手確保対策を緊急に求める
- 2 物価高騰対策として、いわゆる生活困窮世帯に限定しないかたちでの小中学校の学用品代・標準服代に対する市の補助を緊急に求める

答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年5月27日	No.23
	午前11時27分	

1 本年4月から更に減便されてしまった市内バス路線を維持しつつ、これを増便へと転換するため、市としての運転手確保対策を緊急に求める

4月の市議会議員補欠選挙で私たち日本共産党は、選挙戦の一つの重要なテーマとして、路線バスやミニバスの減便が市民生活に重大な影響をきたしていることを取り上げ、この減便問題について、バス会社など交通事業者だけに任せるのではなく、市も含めた行政＝公の責任で充実させるべきであることを訴えました。

4月の選挙前後を通じて、4月の市内ミニバス減便などの状況をうけて「困っている」という市民の声が多く寄せられました。

たとえば、「通勤のためミニバスを使っているが、バス本数が少なくなり、60分早く家を出なければならなくなった。」という声が寄せられています。また、同じく通勤でバスを使っている人から、「元から少ないのに更に減って不便です。特に夜の便が少なく、京王線本線と相模原線の縦を繋ぐ線が早く無くなって電車で遠回りして行かなきゃならず不便です。」と寄せられています。落合6丁目から多摩センター駅まで通勤でバスを利用されている女性の方、「ここ2年間のバス減便のため、30分早く家を出なければいけなくなり、しかも夜は終バスの時間が早く、タクシーを使わざるをえない。」、こういう声が寄せられました。

市内の或るお寺の住職さんからは「お寺に集まる方は高齢の方が多い。決まった時間に集まるとなると、バスの本数が少なすぎて、けっきょくタクシーを使わざるをえない。なんとかしてほしい。」との声が寄せられました。

今後さらに地域の高齢化が進み、運転免許を返納する方も増えていくなかで、地域公共交通、市民の「移動の自由」を守ることは自治体の義務、責任であると考えます。さきほど紹介しました、寄せられている切実な市民の声をうけて、今回の質問では、「多摩市交通マスタープラン」第6章「目指す将来像の実現に向けた課題」のうち、「幹線交通の維持に向けた課題」2-1 「乗務員不足への対応が必要」(冊子版28頁)、そして、第7章「課題解決に向けた施策・事業」のうち、事業3「【重点事業】公共交通の担い手確保・環境整備」(冊子版34頁)、に関わって質問します。

以下、具体的に質問します。

(1) 前述のとおり、4月からミニバスが減便されました。減便についての、市民の反応はどうでしょうか。市として、つかんでいる声、寄せられている声、それらの特徴・傾向を伺います。

(2)「多摩市交通マスタープラン」で「課題」とされている「乗務員不足への対応が必要」に関して、市内でのバス運転手不足の実態について伺います。また、近年の市内のバスの本数の減少についても実態を伺います。

(3)バス運転手不足の問題について、その解消のために、バス会社による企業努力として行なっていることを伺います。

(4)バス運転手不足の問題について、その解消のために、バス会社から市に対して要望などが出ていれば教えてください。

(5)「地域密着型交通事業」を含めて、現在のところの、市からバス会社への、バス運転手不足の問題解消に関わる支援内容について伺います。

(6)東京都が今年度からバス事業者に対して補助金制度を打ち出す予定と聞きました。現在までに判明している内容を伺います。

(7)バスの自動運転が実用化されるまで一定の時間があります。その間にも、現在の不便な状況が続いてしまいます。市民の「移動の自由」保障のためには、現在の市内バス路線を維持し、さらに増便に切り替えていくことが必要であると考えます。そして、そのために、運転手確保をバス会社まかせにするのではなく、市として更なる支援、たとえば家賃補助、賃上げ補助等の運転手の労働条件の向上につながる支援が今すぐに必要と考えます。この点について市の考えを示してください。

(8)バスの乗降客数を増加させていくことは、バス会社にとってバス運転手確保の動機となり、ひいてはバス増便につなげるうえでも重要であると考えます。近年の乗降客数の増減と、バス会社の運賃による収入の状況や傾向について伺います。また、乗降客数を増加させるため、そして市民にとってバスを利用しやすくする更なる工夫などで、市として取り組んでいる施策、執り得ると考えている施策などあれば伺います。

2 物価高騰対策として、いわゆる生活困窮世帯に限定しないかたちでの小中学校の学用品代・標準服代に対する市の補助を緊急に求める

現在、小中学校の学用品代としていわゆる生活困窮世帯に向けた就学援助費制度があり、児童生徒の就学にとって、大変重要な機能を果たしていると考えます。

もっとも、現在の物価高騰の状況のなかで、いわゆる生活困窮世帯に限らず、たいへん苦しい状況に置かれている世帯が多いと考えます。

実際に、学用品代・標準服代の負担が大きいとの声が寄せられています。寄せられた声として、「(申請したが)就学奨励金がもらえなかったら所得制限により一銭も出ずショックを受けました。」「所得制限が本当につらい。なくしてほしい。」というものがありました。

この声の一つをとっても、緊急の物価高騰対策の一つとして、いわゆる生活困窮世帯に限定せずに、小中学校の学用品代・標準服代に対する市の補助が緊急に求められている状況が示されていると考えます。

以下、具体的に質問します。

(1) 市の就学援助費制度の概要、利用状況を教えてください。また、市として想定している、児童生徒の一人あたりの学用品代・標準服代の合計額を伺います。

(2) 学用品・標準服の家庭負担や補助制度に関して、市民から出ている要望や意見、その他、市としてつかんでいる実情などありましたら、伺います。実際に補助制度を利用者の方からの声も紹介してください。

(3) 困窮的な世帯だけでなく、一般的な学用品・標準服等の補助（すべての児童・生徒に支援する）と全体でいくらかかるのか伺います。

(4) 現在の物価高のなかで、物価高騰対策として、いわゆる生活困窮世帯に限定しないかたちでの、一般的な学用品・標準服等の補助が必要なものでないか、と考えます。これに関して、市の考えを示してください。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

① 「質問1－(2)」に関わって、「多摩市交通マスタープラン」で「課題」とされている「乗務員不足への対応が必要」に関して、市内でのバス運転手不足の実態に関する資料（現在の、バス運転手の数。年齢構成。そして、近年の減少などを示す資料）。

② 同じく、「質問1－(2)」に関わって、近年の、市内のバスの本数の減少についても実態を示す資料。

③ 「質問1－(5)」に関わって、「地域密着型交通事業」を含めて、現在のところの、市からバス会社への、バス運転手不足の問題解消に関わる支援内容の概要を示す資料。

④ 「質問1－(6)」に関わって、東京都が今年度からバス事業者に対して打ち出す補助金制度について、現在までに判明している内容（概要的）を示す資料。

⑤ 「質問1－(7)」に関わって、他自治体（とりわけ多摩地域26市）での、バス交通を維持するために運転手確保に対する援助をしている事例を示す資料。

⑥ 「質問2－(1)」に関わって、市の就学援助費制度の概要、利用状況の一覧表。また、市として想定している、児童生徒の一人あたりの学用品代・標準服代の合計額の一覧表。

⑦ 「質問2－(3)」に関わって、困窮的な世帯だけでなく、一般的な学用品・標準服等の補助（すべての児童・生徒に支援する）と全体でいくらかかるのかを示す一覧表。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年 5月26日

多摩市議会議員 藤條 たかゆき

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 子どもたちの探求学習を深めていくために
- 2 学校行事・部活動における安全確保と部活動改革について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年5月26日	No.24
	午後8時10分	

1 子どもたちの探求学習を深めていくために

多摩市教育委員会は今年度より、子どもたちの探究的な学びを支援する「たまなびパスポート」を導入し、「ラーケーション」や「デュアルスクール」といった新たな学習スタイルを開始しました。

家庭や地域、自然、他自治体やデジタル空間など学校外へ学びを広げる先進的な取り組みであり、子どもたちの主体的な学びを深める可能性を持つ制度であると思います。

一方で、保護者参加による子どもの主体性への影響、学校内における探究的学習環境の充実、教職員の負担軽減と学びの振り返りの在り方など、制度を継続的かつ実効性あるものとするための課題整理も必要であると考えています。

そこで、「たまなびパスポート」をより良い制度として発展させていく観点から市の考えを伺い、子どもたちの探求学習をさらに深化させていく為に以下質問いたします。

(1) たまなびパスポートでは保護者の参加を重視しているが、保護者主導の活動となることで、子ども自身の「やってみたい」「調べたい」という主体的な学びが損なわれる懸念について、市はどのように考えているか。

子ども自身が学習テーマや行き先、活動内容を選択・決定できるよう、制度設計上どのような工夫を行っているのか。

また、家庭環境や保護者の就労状況等によって体験機会に差が生じないように、子どもの学ぶ権利と主体性を保障するために、今後どのような支援策を検討しているのか伺う。

(2) 学校外での探究活動を推進する一方で、日常の学校教育の中でも、子どもたち自身が問いを立て、選択し、深めていく学びをさらに充実させる必要があると考えるが、学校内での探究的な学びの充実について、現在、多摩市の学校において、子どもが自らテーマや学習方法を選び取り組める探究的学習をどのように実践しているか。今後の展望と合わせて伺う。

(3) たまなびパスポートでは学習記録の提出が要件となっているが、教員の働き方改革の観点から、学校現場に過度な確認・評価業務が生じないようにする必要もあると考える。

探究的な学びについては、点数化や評価を目的とするのではなく、子ども自身の振り返りや成長実感重視したレビューが重要と考えるが、市はどのような形を想定しているのか、見解を伺う。

2 学校行事・部活動における安全確保と部活動改革について

ゴールデンウィーク最終日の5月6日に福島県郡山市の磐越自動車道で発生した、北越高校男子ソフトテニス部の遠征中の事故では、生徒1人が死亡し、多数の生徒が重軽傷を負う重大事故となった。

報道では、運転手が二種免許を所持していなかったこと、事業用ではないレンタカーが使用されていたこと、有償送迎の可能性、さらには部活動遠征における安全管理体制の不透明さなどが指摘されている。

今回の事故は単なる交通事故ではなく、部活動のあり方そのものを問い直す契機でもあると考えている。

これまで部活動には、一部の声として「勝利至上主義」や「休日もない長時間練習」「顧問や保護者の負担」などの課題が指摘されている。

死亡事故のリスクが現実存在する以上、学校としてどこまで活動を担うのか、家庭の負担や判断をどう位置づけるのか、生徒本人の選択をどう尊重するのか等について、改めて議論が必要ではないか。

こうした事故が再び起きない為にも、学校行事や部活動における安全確保について、以下質問する。

(1) 修学旅行などの学校行事では、移動手段や安全管理について教育委員会や学校全体で一定の基準・確認体制が整備されている一方、部活動の遠征については実態として顧問任せとなり、ブラックボックス化しているのではとの指摘がある。

まず、部活動における遠征はあるのか、実態を把握しているか。ある場合の移動手段について、安全管理はどのように行われているか伺う。

(2) 部活動改革を進める上では、部活動を「教員の献身」に依存する体制から転換する必要があるとあり、地域連携をはじめとして専門的知見を活用した「量から質」への転換が必要と考える。

専門家や外部指導者の活用によって、長時間練習の是正、科学的エビデンスに基づいたトレーニング、顧問教員の負担軽減を進める必要があると考えるが、今後の方針を伺う。

(3) 今回の事故を受け、教育委員会として、学校行事・部活動遠征・外部委託輸送・保護者負担を伴う移動などについて、どのような安全対策を講じるのか。

学校任せ・顧問任せではなく、教育委員会として責任を持ったガイドラインの整備、安全管理体制を構築すべきと考えるが見解を伺う。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ①たまなびパスポート開始からの申請件数
- ②デュアルスクールで受け入れ可能な学校一覧

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年5月27日

多摩市議会議員 本間 としえ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 「共に生きる力」を育む人権教育について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年5月27日	No.25
	午前7時12分	

項目別質問内容

1. 「共に生きる力」を育む人権教育について
私は先月5月2日、平和紙芝居サークルKPKAのメンバーと、東村山市にある国立ハンセン病資料館の見学と、「学芸員と歩く多磨全生園史跡ガイドツアー」に参加いたしました。
実際に現地を訪れ、元患者の皆さまが経験された過酷な強制隔離政策や差別の歴史に触れ、身近に存在していた人権侵害の実相について、無知であったことを恥じました。
ご承知のとおり、日本で「らい予防法」が廃止されたのは、今から30年前の1996年です。その55年前の1941年には、アメリカでプロミンという治療薬が開発され、薬で治る病気となりました。遺伝病でもなく、感染力も非常に弱く、入院や隔離などが不要な病気であることが、科学的に証明されました。
それでも日本では、「らい予防法」が廃止される1996年までの55年以上の間、ハンセン病の方々の基本的人権は奪われたままでした。「らい病」という名称自体が差別的であるとして、「ハンセン病」と呼ばれるようになったのも、らい予防法廃止の1996年からでした。
私は、療養所で生きた女性と店主の交流を通じて、差別の残る社会を描いた映画『あん』を鑑賞し、原作者であるドリアン助川氏の著書も読み進める中で、このような人権侵害が続いていたのは、病気そのものが原因ではなく、私たちの「無知」や「偏見」「差別意識」が、ハンセン病元患者の方々の尊厳を奪っていたことを痛感しました。
現在、平和紙芝居サークルKPKAにおいて、ハンセン病を題材にしたドリアン助川氏脚本の紙芝居『わたしの命のものがたり』の実演にも取り組んでおりますが、ハンセン病問題は、国による重大な人権侵害の歴史であると同時に、社会が差別を拡大・固定化してきた国民一人一人の問題でもあります。
2001年、熊本地裁判決後に、当時厚生労働大臣であった坂口力氏が控訴断念を強く訴え、当時の小泉純一郎首相が控訴しないという決定を下しました。元患者の皆さまに謝罪を行い、ハンセン病補償法成立へとつながったことは、日本の人権行政における重要な転換点でもありました。
かつての国の誤った隔離政策により、ハンセン病患者とその家族の人生は踏みじられました。患者は故郷に帰れないまま療養所で生涯を終え、家族も厳しい偏見や差別にさらされました。
今年は「らい予防法」廃止から30年、そして元患者らが国に賠償責任を求めた熊本地裁判決から25年の節目となりますが、いまだその傷痕は残っています。
国立ハンセン病資料館の内田博文館長は、「国の誤った隔離政策の影響を払拭するには、現在の人権教育は質・量ともに全く足りていない。ハンセン病問題は私たちの“未来の鏡”であり、この教訓を生かせなければ、コロナ禍で患者

項目別質問内容

<p>や家族への差別があったように、同じ過ちが繰り返されるだろう」と指摘されています。</p> <p>そして、坂口力氏は、「偏見・差別はなかなか払拭できるものではありません。いつの間にか元の考えに戻ってしまう。それを乗り越えるため、闘い続ける覚悟ができているのか。政治家をはじめ、私たちに問われていると思います」と語られています。</p> <p>私は、人権を守り抜く姿勢を忘れまいと心に誓いました。</p> <p>この歴史から私たちが学ばなければならないことは、「差別は、無関心や沈黙の中で広がる」ということです。</p> <p>差別を見て見ぬふりをすること、傍観することは、結果として差別を許してしまうことにもつながります。</p> <p>だからこそ、人権教育は特別な教育ではなく、すべての教育の土台でなければならないと考えます。</p> <p>そして人権教育は、人としてどう生きるかを考える土台となる教育です。したがって単発的ではなく、小学校低学年から、発達段階に応じて継続的に行うことが重要です。</p> <p>現在、国が進める「生命の安全教育」も、単なる性教育ではなく、「自分を大切にする」「他者を尊重する」「暴力を許さない」という、人権教育そのものであると私は考えます。</p> <p>SNS時代の今、子どもたちは低年齢からインターネット環境に置かれ、孤立や誹謗中傷、性被害、デジタル暴力など、新たな人権侵害の危険にもさらされています。</p> <p>だからこそ今必要なのは、「知識」だけではなく、「人を傷つけない」「違いを認め合う」「助けを求めていい」「傍観しない」といった、人権感覚を育てる教育ではないでしょうか。</p> <p>また、多磨全生園は、多磨地域における貴重な“生きた人権教育の場”であると私は考えています。</p> <p>実際に現地を訪れ、歴史に触れ、当事者の人生に思いを馳せることは、教科書だけでは得られない深い学びにつながります。その意味で、多磨全生園への校外学習や平和・人権学習への活用を提案したいと思います。</p> <p>さらに、人権教育とは、「共に生きられる人」を育てる教育であると考えます。</p> <p>子どもたちが、被害者にも、加害者にも、傍観者にもならず、多様な人々と共に生きていく力を育むために、多磨市としてどのような人権教育を進めていくのか、以下質問いたします。</p> <p>(1) 命の安全教育の推進について</p> <p>① 多磨市立小・中学校における「生命の安全教育」の実施状況について伺</p>
--

項目別質問内容

う。また、人権教育に関わる教材の活用状況及び教職員研修の実施状況について伺う。
② 「生命の安全教育」を、人権教育としてどのように位置づけているか、教育委員会の見解を伺う。
③ SNS やインターネット利用の低年齢化、デジタル性暴力、AI 悪用など、新たな課題に対し、子どもたちが被害者にも加害者にも傍観者にもならないため、学校現場でどのような教育を行っているか伺う。
④ 「生命の安全教育」に関し、いわゆる学習指導要領における「歯止め規定」が現場へどのような影響を与えていると認識しているか。また、子どもたちの命と人権を守る観点から、外部専門家や民間団体等も活用しながら、発達段階に応じた実践的な教育をどのように進めていく考えか伺う。
⑤ 子どもたちが悩みを抱え込まず相談できる環境づくりについて、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を含め、市の取組について伺う。
⑥ 家庭・地域と連携した人権教育推進について、市の考えを伺う。
(2) 人権教育について
① 多摩市教育委員会参事も務められた神山直子氏は、著書『共に生きられるひとをめざす人権教育』の中で、「人権教育は、『知的理解、つまり分かる』ということに加え、『人権感覚を高め、醸成することによって自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を高め』、さらに『実践行動につなげる』ことを求めている」と述べられています。 多摩市の人権教育は、発達段階に応じてどのような教育が行われているのか。また、実践行動につなげていくことまでを目標としているのか伺う。さらに、学校間で取組の差異が生じていないか伺う。
② 同書には、「人権教育における指導方法等の基本原理として、児童生徒の『協力』『参加』『体験』を中核に置くことが示されている。教師がどのような教材を選択し、いかに活用するかで、児童生徒の学びの質は左右される」と記されています。多摩市における人権教育の研究・教材の選択について伺います。
③ 先日、平和紙芝居サークル KPKA のメンバーで、東村山市の紙芝居サークル「原っぱ」の勉強会に参加しました。 「原っぱ」では、市内外の小・中・高校において、「いのち」「平和」「旅立ち」などをテーマに、紙芝居を活用した授業を行っています。 紙芝居を教材として活用し、教師とともに平和・人権教育の授業を行うことについて、多摩市の考えを伺います。
④ ハンセン病を題材とした紙芝居『わたしの命のものがたり』（脚本・ドリア

項目別質問内容

ン助川、絵・ペトロアンドヨゼフ) は、「人権教育の動機づけとなり、相手の立場や気持ちを考えて行動できる人になってほしい」との思いで制作されたと伺っています。

また、国立ハンセン病資料館や多磨全生園は、“生きた人権教育の場”として大変貴重な施設です。

紙芝居の活用や、ハンセン病資料館・多磨全生園については、まず教員が学び、そして児童生徒の校外学習へつなげ、人権教育として推進してはどうか、市の見解を伺います。